

2017年2月21日

「健康経営優良法人 2017」に認定

－ 当社が実践する従業員の健康管理に関する取り組みを評価 －

ヤマハ株式会社は、経済産業省・日本健康会議が主催する「健康経営優良法人認定制度」において、特に優良な健康経営を実践している企業として認定を受けましたのでお知らせします。

この制度は、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として評価されることを目的に創設されました。法人の規模により2つの部門に分かれ、そのうちの「大規模法人部門」では2020年までに500社が「健康経営優良法人～ホワイト500～」として認定されます。



当社は引き続き、従業員の健康維持・増進を経営の重要テーマと位置づけて積極的に取り組み、経営ビジョンに掲げる「なくてはならない個性的な企業」になることを目指してまいります。

*健康経営優良法人認定制度について(経済産業省のホームページ)

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

■当社の取り組み

①定期健康診断

- ・本社地区健康管理センターでは、従業員が誕生日に受診する「誕生日健診」を2003年より導入し、午前中に、健診から事後措置(受診者全員に対し医療職による保健指導)までを実施
- ・健康保険組合と連携し、法定上乘せで、がん健診や若年層からの生活習慣病関連検査等を実施

②メンタルヘルス

- ・産業医・看護職・契約精神科医・EAPが連携した職場復帰支援プログラムを導入し、再休職率が半減
- ・ストレスチェックを実施するとともに、管理監督者及び新入社員向けメンタルヘルス教育も実施

③長時間労働対策、ワークライフバランス推進

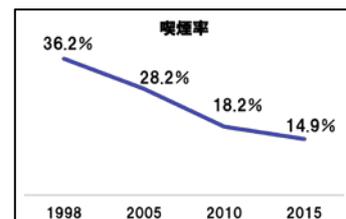
- ・労使ガイドラインの徹底による総労働時間の削減、産業医による過重労働面談の実施
- ・事業所勤務者全員が一定時刻までに完全退社する「一斉カエルDay」を継続的に実施、年次有給休暇取得促進への取り組みを実施

④受動喫煙対策

- ・1990年代から禁煙デー・喫煙所屋外化・禁煙サポート等を行い、現在は就業時間内禁煙を実施
喫煙率は14%台まで減少

《 誕生日健診 》

8時～ 【健康診断】採血・胸部レントゲン・心電図・問診 など
10時～ 【健康講話】全受診者対象に看護職による集団教育
11時～ 【保健指導】医療職による全員面談(診断結果説明)
12時まで終了



■この件に関するお問い合わせ先 ヤマハ株式会社 広報部広報グループ(浜松) TEL:053-460-2210